

第1回 基山町情報公開審査会会議録

日 時 平成31年3月25日(月)
午後1時55分～午後3時03分
場 所 基山町役場 4階401会議室

○出席者○

【委員】(敬称略)

江崎匡慶、原憲一、児玉弘、田口英信、内山敏行

【事務局】

総務企画課長 熊本 弘樹

総務企画課文書法令係長 戸井 竜二

主査 高木 英斗

○会議録○

1 開会

(事務局により開会)

2 会長挨拶

(会長より挨拶)

3 議事

(1) 平成30年度情報公開条例、個人情報保護条例運用状況報告について

(事務局から平成30年度運用状況について説明)

以下要点筆記

委 員：住民票等の交付を第三者から申請があったかどうか、申請履歴の個人情報開示請求があつているようだが、一部開示となっているのは、どの部分を非開示としているのか。

事務局：開示した申請書の、個人情報開示請求者以外の個人情報部分を非開示としています。

委 員：そもそも家族や資格を持った人以外の第三者が申請できるのか。

事務局：委任状があれば請求できます。

委 員：下水道布設図面の情報公開請求が多いが、情報公開コーナー等に一般開放はできないのか。

事務局：担当課とも協議いたしましたが、パソコン内のシステムから、請求者と打ち合わせをしながら必要な図面を出力しているとのことで、図面を備え付けることが出来ないため、今の運用をとっているとのことです。

ただし、請求者も職員もなるべく手間がかからない方法が無いか、今後も担当課と一緒に研究していきたいと思っています。

委員：職員配置図の請求があっているが、広報等で広く知らしめている情報は、情報公開請求の制度にそぐわないと思うが。

事務局：閲覧だけなら問題ないが、写しが必要ならば情報公開請求が必要になります。

委員：他の自治体で、非常勤職員等が自分の人事評価を開示してくれとの請求があっていると聞いているが、基山町ではそのような請求があったら開示するのか。

事務局：基山町では現在非常勤職員等に人事評価は行っておりません。

ただし再来年度から会計年度任用職員の制度が始まりますが、この会計年度任用職員が年度を越えて再任される場合には、正規職員と同様に人事評価を行うことになると思いますし、評価を行えば、当然、結果を本人に開示することになりますので、情報公開請求が行われることはないと考えます。

委員：指定管理者の選定結果を開示して、選定から落ちた業者ともめたこととかあるのか。

事務局：業者募集の段階で、評価基準等を開示しているので、結果についてもめたという事は聞いたことはないです。

委員：下水道布設図面はシステムで打ち出しているとの話だったが、パソコン等の端末を準備して、業者が自分で検索できないのか。

事務局：今のところそこまでは準備できていません。

委員：職員と請求者お互いに手間もかかるので、ITツールの活用をお願いしたい。

事務局：これだけ件数も多いと検討する余地はあるかと思います。ただし、下水道布設図とかは、担当課との工事等の打合せもありますので、なかなか検索だけでは終わらないのではないかと思います。手続きの簡素化は考える必要はあるのかと思います。

委員：交際費で年会費を2名分払っているが、これは誰の分か。

事務局：町長と担当課長分です。

委員：担当課長分を町長交際費で払うのは問題ないのか。支出項目を変更すべきでは。

事務局：慣例で交際費で払っていましたが。なぜ交際費で払うことになったのか、成り立ちを調査して今後検討します。

委員：交際費は、広報にも載せているので町民から誤解を受けてしまう恐れがある。紙面に余裕があるなら、その交際費がどのようなものか説明文を載せてもいいのでは。そうすると、その交際費が基山町にとって必要だという事を理解してもらえるのでは。

会長：情報公開請求に区長名簿があるが、区長の住所や電話番号を公開することは問題ないのか。名簿を渡すのではなく、区長会等を介して連絡を取り合うようにしたりできないのか。

事務局：区長名簿については、何人にも提供しているわけではなく、名簿の請求理由が区長の職務に該当していると判断した場合にしか提供していません。

委員：提供するかどうかを請求者で変えてしまうと、情報公開制度の趣旨に反していると思うが。

事務局：役場からではなく区長会から名簿を渡してもらう等、何かいい方法が無いか検討する必要があると思います。

委員：区長会に名簿を渡すのは区長会の負担が増えるし、情報の一極集中にもつながるので、他にも何かいい方法が無いか検討する必要があると思う。

(2) その他

特記事項無し

会長：他になければ、終了いたします。

～15時03分閉会～